

第 24 回

角田市農業委員会総会議事録

令和7年5月26日

第24回角田市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年5月26日(月) 午後4時00分～午後6時22分

2. 場 所 角田市役所 301会議室

3. 議事日程

- | | | |
|----|---------|--------------------------------------|
| 第1 | 報告第49 | 合意解約について |
| 第2 | 第120号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第3 | 第121号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 第122号議案 | 非農地証明願いについて |
| 第5 | 第123号議案 | 農用地利用集積等促進計画(案)について |
| 第6 | 第124号議案 | 角田市農業委員会における令和6年度最適化活動の
点検・評価について |
| 第7 | 第125号議案 | 角田農業振興地域整備計画の変更について |

4. 出席委員 (12名)

1番	阿部 實	2番	笹森 裕市	3番	山本 重人	4番	阿部 和郎
5番	加藤 隆	6番	星 政広	8番	森 富夫	9番	熊谷 繁寿
10番	穴戸 明美	11番	遠藤 信悦	12番	堀米 一郎	15番	遠藤 裕一

5. 欠席委員 (3名)

7番 加藤 久子 13番 佐藤進一郎 14番 小丸 等

6. 説明等のための出席者 (8名)

農地利用最適化推進委員

柄目 利徳	門馬 明子	黒田 栄喜	牛澤 初雄
村上 貞悦			

事務局

局長 加藤 満 主幹 藤巻 和広 主査 齋藤 茜

7. 議事参与を制限された委員 (1名)

第120号議案	15番	遠藤 裕一	11番	12番
第123号議案	15番	遠藤 裕一	3番	14番

議 事

議 長

ただいまから第24回角田市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、7番加藤久子委員、13番佐藤進一郎委員、14番小丸 等委員から欠席の届出がございました。

本日の出席委員は、12名でございます。

(会長あいさつ)

(加藤局長より前回総会後から次回総会までの経過・予定報告)

議事に入る前に、議事録署名委員の指名ですけれども、私の方から指名してよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

それでは、議事録署名委員に8番森 富夫委員、9番熊谷繁寿委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは報告に入ります。

報告第49 合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので下記のとおり報告する。

令和7年5月26日報告 角田市農業委員会 会長 遠藤裕一

以後、年月日、報告者名及び提出者名の読み上げを省略いたします。

事務局の説明をお願いします。

齋 藤 主 査
議 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、次に移ります。

続きまして、議案の審議に入ります。

第120号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

譲渡人

譲受人

外11件より、頭書の規定による所有権移転及び賃貸借権設定並びに使用貸借権の許可申請があったので許可、不許可を決定するものとする。

事務局の説明をお願いします。

齋 藤 主 査
議 長

(議案事項朗読説明)

関係者分を除いて説明が終わりました。現地確認を頂いております。

1番を柄目利徳農地利用最適化推進委員、2番を佐藤裕貴農地利用最適化推進委員が欠席のため事務局から、3番、4番を門馬明子農地利用最適化推進委員、5番を牛澤初雄農地利用最適化推進委員、6番を馬場紀男農地利用最適化推進委員が欠席のため事務局か

ら、7番、8番、9番、10番を黒田栄喜農地利用最適化推進委員から報告をお願いします。

柄 目 利 徳
推 進 委 員

それでは、1番の案件からお願いいたします。

1番の案件について報告いたします。

5月17日の午前9時半頃確認しました。

場所は、[]の交差点から南へ100m弱行くと、また交差点があるのですが、その交差点から左に曲がり、100m弱行ったところになります。

畑ではありますが、耕作放棄地でした。

トラクターで耕せば、問題ないというふうに見てきました。排水等も問題はないし、地域との調和要件についても問題はないものと思われました。以上でございます。

議 長

ご苦労様でした。

齋 藤 主 査

それでは、2番を事務局からお願いします。

はい。それでは現地調査について報告いたします。

確認日は、5月22日の午後4時頃でした。

場所は、[]の資材倉庫がありまして、そこから少し入って行ったところになります。

畑でありまして、現在も譲受人の方で手伝いをしながら、梨を作られているということでもあります。

譲受人の方は、新規就農者になるんですが、周りの、のり面の部分も一緒に権利取得をする予定だということで、譲渡人とお話をきちんとされているようです。

今後もし意欲的に梨作りに取り組んでいくというお話でしたので、地域との調和要件についても特に支障ないものと思われれます。

権利取得にあたっては問題ないものと思われれます。

以上になります。

議 長

はい。ご苦労様でした。

それでは3番、4番を、門馬明子農地利用最適化推進委員お願いいたします。

門 馬 明 子
推 進 委 員

3番ですが、5月19日の午後2時半頃に確認してきました。

場所は、[]から東に車で1～2分行ったところなんですが、通りに面していまして、現在は、耕作はされていないんですが、草刈りなどはされていて管理されています。

譲受人の方は、会社役員兼農業ということにはなっていないんですけども、近くの地区の方数名で作物を作っているということだったんで、この土地も、そちらで活用するのかなということで、特に問題はないかと思われれます。

4番目ですが、5月19日の午後2時45分頃確認しました。

場所は、[]から西に車で1～2分ぐらいの場所ですけれども、田植えの管理をされていたんで、特に問題はないかと思いま

議長

す。以上です。

はい。ご苦勞様でした。

それでは、5番を牛澤初雄農地利用最適化推進委員からお願いします。

牛澤初雄
推進委員

5月16日の午後3時10分頃確認しました。

場所は、[] といつか、[] へ向かって行く道路がありますが、その途中に[] で分譲しました住宅地があるんですが、その北側あたりになります。

田植えされていて、特に問題はありません。以上です。

議長

はい。ご苦勞様でした。

それでは、6番を事務局から、お願いいたします。

齋藤主査

はい。

5月17日の午後3時頃、現地確認をしていただきました。

場所は、[] から、東へ100m程進んだ場所になります。

畑でありまして、現在は、作付けされておりませんが、年に数回草刈りを実施しているとのこと。

譲受人は、近所の同じ地区の方であり、地域との調和要件についても特に支障はないとのこと、権利取得にあたって、問題はないものと思われまふ。以上になります。

議長

はい。ご苦勞様でした。

続きまして、7番、8番、9番、10番を黒田栄喜農地利用最適化推進委員からお願いします。

黒田栄喜
推進委員

それでは、報告させていただきます。

5月22日の午後2時から、30分ぐらひかけて4ヵ所を確認しました。

7番の場所は、[] から西に約370m行つた田になります。周辺も含めて田植えが終わつていましたので、適正に管理されていまふ。

8番については、2筆あるんですが、周辺と同じように耕作されて、田植えは終わつていふという状況でした。

9番目についても、基本的には田植えが終わつて、順調に育つていふというような状況でした。

10番についても、適正に管理されており、特に問題はないといふことで見てきました。以上です。

議長

はい。ご苦勞様でした。

関係者分を除いて、説明と現地確認の報告が終わりまふ。

質疑に入ります。

何かご質問ございませんか。

はい。穴戸明美委員。

穴戸明美
委員

4番の案件ですが、売買価格が他と桁が違ふようですけど、どうしてなのかな。

あと、■■■■の件ですけれど、■■■■は、区画整理が始まると思うのですが、どうしてこの時期に賃貸借をするのか分かれれば教えていただきたいと思います。

牛澤初雄
推進委員

■■■■のところは、区画整理する場所です。

7番から10番の借人は、そこに6反から7反の土地を持っている人ですが、区画整理をすることによって、全部取り上げられる状態になるんですよ。

ですから、最低でも1町くらいの田を確保したいため、私に作らせてくれというようなことで動いているようです。

議長

はい。ありがとうございます。

では、もう一点についてお願いします。

齋藤主査

はい。4番の売買価格が低いという理由ですが。

申請では、3筆で10万円ということで、売買されることになっております。譲渡人は、相続で農地を取得された方であり、今後の管理が難しいため、安くても手放したいのではと思われます。

あくまでも推察で、本当の理由までは、ちょっと確認できていませんが。

遠藤信悦
委員
議長

こういう売買を止めることはできないのですか。

以前、施設に入っている人の案件も出てきた中で、事務局の方から話があったと思うのですけれども。

なかなか、売買の件について、農業委員会で立ち入ることはできないということでした。

今回の案件についての不足分があれば、説明してください。

議長
藤巻係長

事務局から。

農地法に基づきまして、農業委員会は、農地の譲渡に関して基本的には譲渡人と譲受人の合意を尊重し、その内容について直接的に金額の調整や介入を行う権限を有しておりません。これは、農地法に規定されているとおりであり、市場原理に基づく取引の自由と、公平性を確保する観点からも重要な原則となっております。

従いまして、契約金額について、「高い」「安い」といった評価や要望をもって、農業委員会がその内容に口出しすることはできません。

ただし、これには例外として、もしも契約内容に違法または不適切な点があれば、それを理由として農業委員会は不許可処分を行うことが可能です。具体的には、虚偽の申告や不正な手段による取得など、公序良俗に反する場合や、農地法の規定に抵触する場合です。以上です。

議長

遠藤委員から出たように、ここまで下がってくると問題というか、問題視せざるを得なくなると思うのですけれども。

例えばですけれども。相談があれば、農業委員なり、農地利用最

適化推進委員の方から、角田市の土地の価格調査、後でお願いするようになると思うんですけども、その中で、今、角田市の価格はこういう形ですっていう情報と言っているのか、アドバイスと言っているのか、そういう形ぐらいしか、周りからのアドバイスというのはできないのかなっていうふうに思いますし、農業委員会組織の中で、価格の高い、安いというのは、なかなか高いから安くしてくれ、また、逆のことも、農業委員会としては、なかなか指示できないっていう形になると思うんですけども。

なかなか難しい問題です。お金が絡んでくるので。

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

関係者分を除いて、許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第125号議案について、関係者分を除いて許可することに決定いたしました。

それでは、11番、12番については、私に関係する案件でありますので退室致します。

議長を阿部 實職務代理者をお願いいたします。

それでは、11番、12番について審議します。

事務局の説明をお願いします。

(議案事項朗読説明)

はい。説明が終わりました。

それでは、現地報告を村上貞悦農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

11番の現地調査についてご報告いたします。

5月16日の午前9時40分頃、現地確認いたしました。

場所は、 から西に約500m行ったところになります。

田であり、代掻き、田植えをしている状況を確認してきました。特に問題は無いものと思われます。

もう1筆については、 から東に約800m行ったところになります。

その田も実際に田植えされている状態であることを確認してまいりました。

地域との調和要件については、特に支障なく、権利取得にあたっては、問題ないものと思われます。

次に、12番について報告いたします。

場所は、 から西へ約800m行ったところになります。元々田であったのですが、今は、作付けされていません。草刈り等すれば作付するのに支障はないものと確認してまいりました。

地域との調和要件については、特に支障なく、権利取得にあたっ

阿 部 実
職務代理者
齋 藤 主 査
阿 部 実
職務代理者

村 上 貞 悦
推 進 委 員

阿 部 実
職務代理者

ては、問題ないものと思われます。

以上、報告を終わります。

報告が終わりました。

何か質問はありませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

関係者分を除いて、許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第120号議案のうち、11番、12番については、許可することに決定いたしました。

会長、お入りください。

議 長

はい。それでは次に移ります。

続きまして、第121号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

譲渡人

譲受人

外21件より、頭書の規定による所有権移転の許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 巻 係 長
議 長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。

現地調査を頂いております。

1番から7番は、3種農地ということで事務局、8番を熊谷繁寿委員、9番から13番を森 富夫委員、14番を阿部和郎委員、15番を阿部 実委員、16番、17番を加藤 隆委員、18番を星 政広委員、19番から21番を堀米一郎委員、22番を私の方から報告いたします。

まず、1番から7番を事務局からお願いいたします。

藤 巻 係 長

はい。

まず1番からご説明します。

5月21日の午後3時頃、藤巻が確認いたしました。

場所は、 から東へ直線距離にして約100m離れた畑になります。

転用目的は、太陽光発電設備の敷地になります。申請地は、日照等の支障はありません。排水は地下浸透になります。草刈りについては定期的に実施し、隣地に迷惑をかけないという話を確認しております。周囲に与える影響はないと思われます。

次に2番です。

5月21日の午後2時10分頃、藤巻が確認いたしました。

場所は、 から西に直線距離にして約20m離れた畑になります。

転用目的は、宅地分譲の敷地であり、周囲に与える影響はないと判断しました。

次に3番です。5月21日の午後3時5分頃、藤巻の方で確認いたしました。

場所は、1番の近くになります。[]から東に直線距離にして100m離れた畑になります。転用目的は、太陽光発電設備の敷地です。

申請地は、日照等の支障はありません。雨水は地下浸透でありまして、草刈りは定期的に実施し、隣地に迷惑をかけないと確認しております。

1番と3番は遊休農地ですが、太陽光発電設備の敷地になることによって、環境もよくなるのかなというふうに思われます。

次に4番です。5月21日の午後2時半頃確認いたしました。

場所は、[]から南に直線距離にして約400m離れた田畑になります。

転用目的は、太陽光発電設備の敷地になります。

申請地は、太陽光発電設備が隣接されており、日照等とかの支障はないと思われます。雨水は地下浸透でありまして、草刈りについても定期的に実施し、隣地に迷惑をかけないように話をしております。西側の農地は太陽光パネルを配置、東側の農地は土砂置場で転用をいたします。特に問題ないと思われます。

次に5番です。

5番は、5月20日の午後2時頃確認いたしました。

場所は、[]から北へ直線距離にして約360m離れた田になります。

転用目的は、太陽光発電設備の敷地です。申請地は日照等の問題はございません。雨水は、地下浸透です。草刈りについても定期的に実施して、隣地に迷惑をかけないよう話をしております。隣接地で田を作っております。

隣接している方全員から同意書を書いてもらいまして、提出していただきました。

周囲に与える影響はないというふうに判断しましたので、審議お願いします。

次に6番です。

これは5番の近くです。5月20日の午後2時5分頃確認いたしました。

場所は、[]から北に直線距離にして約400m離れた、田になります。転用目的は、太陽光発電設備の敷地です。

日照等の支障はございません。雨水は地下浸透で、草刈りとかも定期的に実施するという事で、隣地に迷惑をかけないよう話をしております。

なお、近隣で田を作っていますので、田の地権者に同意書をいただいております、それを提出していただいております。

次に7番です。

から北へ直線距離にして約410m離れた田になります。

転用目的は太陽光発電設備の敷地になります。日照の関係で、西側の方にパネルが多く配置されるようになっております。

雨水は、地下浸透で、草刈りについても定期的を実施するという
ことで、隣地に迷惑をかけないということで話を聞いております。
周囲に与える影響はないというふうに判断してまいりました。

以上になります。

議長

ご苦勞様でした。

熊谷繁寿
委員

それでは、8番を熊谷繁寿委員からお願いいたします。

8番の現地確認について、報告します。

5月22日の午前9時頃より、加藤局長、藤巻係長、遠藤裕一会
長、佐藤進一郎委員、そして柄目利徳農地利用最適化推進委員と
私、の担当者1人の合計7名で確認しております。

場所は、の南側、のになるんですけれども、のすぐたもとになります。

南側に住宅が2軒ほどあり、反射光の説明などはしており、同意
書をもらっているということです。

周りも湧水地帯で支障ないかと思われまますので、よろしく願い
します。以上です。

議長

はい、ご苦勞様でした。

森富夫
委員

9番から13番までを森 富夫委員お願いします。

それでは、9番から13番までを報告します。

5月22日に全体調査委員の遠藤裕一会長、佐藤進一郎委員、事務局
から加藤局長、藤巻係長、佐藤清彦農地利用最適化推進委員、
から2名、それから私の合計8名で確認しました。

9時40分頃から確認しました。

まず9番です。

現地は、から南へ1 km弱、の事務所（自宅）
の西側になります。

その他、雨水等、近隣住民に特に影響ないと判断しております。

次10番です。

10番は、9番の隣です。

だいぶ傾斜地になっているものの、メンテナンススペースを取っ
てパネルを設置するというので、特に問題はないものと判断して
おります。

次に11番です。

11番は、がある道路の脇になるんですけども、昨年、太
陽光の話が出て現地調査して許可はしたものの、実際、地耐圧が出

なくてキャンセルになったという場所の一角です。今回は、硬化剤を使って、対応できるという判断で、特に問題ないかと思っています。

12番です。

11番の隣の畑で、その右側に民家があるため、1.5m下がって、柵を取り付けるということで、住民の方との調整も進んでいるというところで、特に問題ないと思っています。

最後に13番です。

9番、10番から東へ1km弱行ったところで、だいぶ広い土地で、パネルの枚数に対して、空き地は出るものの、その分全部購入するという話でした。

手前に排水溝があるんですけど、全て埋まっていました。

排水溝は、市のものですが、そこを整地する際に、雨水が流れるようにするよう依頼してきました。特に問題ないかと思えます。以上です。

議長

はい、ご苦労様でした。

続いて、14番を阿部和郎委員からお願いいたします。

阿部和郎
委員

それでは、14番の現地確認について報告したいと思います。

5月22日の10時40分頃確認しました。

全体調査委員の遠藤裕一会長、佐藤進一郎委員、佐藤清彦農地利用最適化推進委員、 から1名、事務局から加藤局長、藤巻係長、それから地元の農業委員の私の合計7名で調査を行いました。

場所は、 を登っていくと、南北に走る林道があるんですけども、その林道の手前のT字路を右側の方に入ってきて、そこから400mぐらい行ったところです。

近くには太陽光発電設備が設置されているところです。

現在この場所は原野化してしまっていて、大きく育った桑の木が奥の方に立っていました。西側が緩い傾斜になっており、雨水は地下浸透とその傾斜を利用しての自然排水となります。

脇には、沢が流れていますが、申請地が約1m50cm高いため、申請地に水が流れてくるといことは考えられないなというふうに思っていました。

境界確認を行い了解をいただいたということなんですけども、草刈りをして綺麗になった時点で、隣地の人と境界を再度確認してトラブルのないようにしてくださいというふうをお願いしてきました。

排水の便もいいし、近隣も許可しているので、別に支障はないなというふうに見てまいりましたので、よろしくお願いします。

議長

はい、ご苦労様でした。

続いて15番を阿部 實委員からお願いいたします。

阿 部 実
委 員

5月22日の10時15頃、加藤局長、藤巻係長、遠藤裕一会長、佐藤進一郎委員と私と現場を見てまいりました。

現場は、[]から東に約60m行った畑です。

農地はきちんと管理されております。譲受人は、静かなところが好きなので、ここに家を建てたいということでした。

境界についても問題ないということで見てまいりました。

皆さんのご判断をお願いいたします。

議 長

はい。ご苦労様でした。

続いて16番、17番を加藤 隆委員からお願いいたします。

加 藤 隆
委 員

5月22日の午後1時過ぎに、加藤局長、藤巻係長、遠藤裕一会長、佐藤進一郎委員、それから[]の社長と担当者、それから私と黒田栄喜農地利用最適化推進委員の8名で現地調査しました。

まず、16番ですけれども、場所は、[]の東側にある農地です。ここは今まで耕作放棄地っていうか、荒れた状態で周辺だけは草刈りして、中はしていない状態で、問題のある場所でありましたけれども、そこを[]の方で購入して、駐車場にすることで売買をするということです。

この駐車場に予定されている土地の南側に田んぼがありまして、私が借りている、あるいは私の田んぼがありまして、耕作しているんですけども、そこに隣接しています。

今まで草が生い茂っていたんで、整地や盛土して駐車場にしてもらえばありがたいんですけども。

その用排水路がありますんで、それをお互いに共有することになりますんで、司法書士さんの方には草刈り管理とそれから盛土した後、のり面の草刈りについては、お願いし了承されました。

[]からは、盛土についての申請については、何か希望を出されたようで、それについては、事務局の方で対応されると思います。

特に問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。

17番ですけれども、[]の担当者が1人減って7名で、調査しました。

場所は、[]の西側になります。

ここの隣接地には、2ヶ所、既に太陽光発電設備が設置されております。その周辺にも住宅が何軒かありますけども、[]で説明をしているようです。

実際、隣接している住宅の人に聞きますと、既に太陽光発電設備が設置されていますので、特に1ヶ所増えても問題ないということです。南側にネギ畑がありまして、ここを新規就農している人が耕作しておりまして、太陽光発電設備が設置されることによって、影響を受けないようにということで、その畑は、ちょっと高めな場所なんで雨水とかの影響はないと思いますけども、一応、雨水を流

す側溝を設けて欲しいという意見は、了解してもらいました。

それと草刈りは通常通りやるということなので問題ないと思われます。以上です。

議長

はい。ご苦労様でした。

続きまして、18番を星 政広委員お願いします。

星 政広
委員

はい。18番の現地調査について報告します。

5月22日の午後1時50分から調査しました。

調査員は、事務局から加藤局長、藤巻係長、全体調査委員の遠藤裕一会長、佐藤進一郎委員、今野林一郎農地利用最適化推進委員と私と[]の[]という方の7名で行いました。

場所は、[]の手前300mぐらい手前を左に曲がる道路があります。それが市道で、国道349号に抜ける道路なんですけど、そこを右に曲がって200mぐらいのところですよ。

3筆なんですけども、現況としては田、畑、畑となっています。私の知っている限りでは、だいぶ前から、耕作していない土地になります。でも、年に数回は草刈りをして、綺麗にしていたところですよ。今回は、太陽光発電設備を設置するということで、草刈りはやめましたという話を聞きました。

雨水は、自然浸透ということなんですけども、元々田と畑をやっていたんで、左側の方に土側溝が残っていました。

梅の木が2本ありましたが、それも伐採するそうです。

あと、西側、東側は山林に囲まれている訳ですけども、枝がだいぶ伸びてきているので、山の所有者に木を切らせて欲しいと言ったら、好きなように切ってくださいということで了解してもらっているそうです。

民家の方は、そこから西側の方に約50mのところにありますけども、太陽光の反射光の影響はないと思われます。全体に見た感じは特に問題ないと思われます。以上です。

議長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、19番から21番を堀米一郎委員からお願いします。

堀 米 一 郎
委員

それでは、19番から21番について、報告いたします。

5月22日の午後2時10分頃、加藤局長と藤巻係長、遠藤裕一会長、佐藤進一郎委員、佐藤昭典農地利用最適化推進委員、私と[]の担当の方と確認してまいりました。

場所は、[]という店から、西に向かって約1kmのところを左折した場所になります。先月に申請のあった場所の隣地になります。

若干、傾斜がありまして、麦が作付されております。隣地には1軒ありまして、そこからは了解をいただいているということでございます。排水等についても問題がないので、特段、問題はないのかなということで確認をしてまいりました。

続いて20番です。隣の圃場になります。

ここも同じく、麦を作付けしておりまして、若干、段々にはなっているんですが、特別問題はないのかなということで確認をしてみました。

21番ですね。

これは先ほどの圃場から、東に300m行ったところを右折して行った場所になります。現状は、結構、荒れていて木が生い茂っているような状況でしたが、重機を使って整地すれば、何とかなるという会社の説明でございました。特別、問題はないのかなということで確認をしてみました。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長

はい。ご苦勞様でした。

22番につきましては、私から報告いたします。

5月22日の今後2時半頃でございました。

全体調査委員の私と佐藤進一郎委員、佐藤昭典農地利用最適化推進委員、それと事務局より加藤局長と藤巻係長、それから[]の担当者1名の6名で確認をしてみました。

場所は、[]から山一つ越して[]に行く山道のような道の途中にあります。

杉山に隣接してまして、山には杉の枝が放置されており、その隣地の畑でござひます。畑の形状はあったんですけども、重機でやらないと畑として使うのは、難しいのかなというふう見てまいりました。

南側に3軒ほど家があるんですけども、その1軒は、土地の所有者ということで、あと2軒に関しましては、説明をして了解をいただいているということでございました。

雨水につきましては、この畑に関しましては、問題ないと思ひますけれども、それが全て下の隣地に流れていくと、大雨だとちょっと問題ありかなと思つたんですけども。その辺は業者の方にもお話をして、所有者または近隣2軒のうちの方にもお話をして了解をいただいているということで、問題はないかというふうに思ひました。ご審議をお願いいたします。

事務局の説明と現地確認の報告が終わりました。

何か質問ございませんか。

はい。加藤 隆委員。

加 藤 隆
委 員

私の現地調査のときに、近隣の方から、風が吹いて飛ばされることはないのかっていうような質問があったんですね。

だから、[]に聞いたらば、30mの風については大丈夫だという回答があったんですけども。30mって普段吹く数字じゃないのかなということを感じました。

だから、風に対する対策として30mでいいのかどうかっていうの

を、県等に問い合わせをしておいた方がいいんじゃないかなというふうに感じましたので、よろしくお願いします。

議 長

その件については、事務局で確認をしてもらって、次の総会までに報告をお願いいたします。

藤 卷 係 長
議 長

はい。分かりました。

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第121号議案について、許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

それでは、次に移ります。

第122号議案 非農地証明願いについて を議題といたします。

願出人 角田市 字 〇〇〇

外1件より、非農地証明願いの提出があったので、その適否を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 卷 係 長
議 長

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

1番を穴戸明美委員、2番を堀米一郎委員から、お願いいたします。

穴 戸 明 美
委 員

1番の案件について、報告いたします。

5月22日の午後2時過ぎに現地確認を行いました。

全体調査委員の遠藤裕一会長、佐藤進一郎委員、事務局から加藤局長と藤巻係長、今野林一郎農地利用最適化推進委員と私の6名で確認してきました。

場所は、〇〇〇の近くに〇〇〇があるんですけど、その向かい側の場所です。

今までここは、農地パトロールをしていたときもずっと赤だったもので、何の問題もないと見てまいりました。

よろしくお願いします。

議 長

はい。ご苦労様でした。

次に2番を堀米一郎委員、お願いいたします。

堀 米 一 郎
委 員

2番の件でございます。

先ほどのメンバーと同じメンバーで確認しております。

現地は、先ほどの許可申請の場所から、西に1km程西に向かいまして、左折した場所になります。

道路から西の方の傾斜になっている場所なんですけど、令和元年の台風で土砂が流入したということで、現状は入り込めない山林化し

ている状況になってございますので、農地としては、なかなか厳しいのかなということで、確認をしてまいりました。

以上になります。

議長

ご苦労さまでした。現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第122号議案については、適当と決定いたしました。

続きまして、第123号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について を議題といたします。

利用権の設定をする者

利用権の設定を受ける者

外13件に係る農用地利用集積等促進計画について、令和7年5月15日付けで角田市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第4項の規定により意見を求められたので、その適否を回答するものとする。

関係者がおりますので、3番、14番を除いて、事務局の説明をお願いいたします。

齋藤主査
議長

(議案事項朗読説明)

関係者分を除いて、説明は終わりました。

ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようなので、関係者分を除いて、適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第123号議案につきましては、関係者分を除いて、適当と決定いたしました。

それでは、3番、14番については、私に関係する案件でありますので、退室します。

議長を阿部 實職務代理者にお願いします。

阿部 實
職務代理者
齋藤主査
阿部 實
職務代理者

それでは、3番、14番について審議します。

事務局の説明をお願いいたします。

(議案事項朗読説明)

説明は終わりました。

ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようなので、3番、14番について、適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第123号議案のうち、3番、14番につきましては、適当と決定いたしました。

遠藤会長、入室をお願いします。

議 長

続きまして、第124号議案 角田市農業委員会における令和6年度最適化活動の点検・評価について を議題といたします。

農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)第1の3の(1)の②のイ及び、第1の3の(2)の規定により、別紙のとおり角田市農業委員会における令和6年度最適化活動を点検・評価するものとする。

事務局より説明をお願いします。

加 藤 局 長

それでは座って説明させていただきます。横長の一覧になっております。

令和6年度の最適化活動の目標および目標に対する点検評価というこちらの表をご覧くださいと思います。

委員の皆様には、最適化活動に関しまして、活動記録簿を提出していただきまして大変ありがとうございます。

そちらの活動記録簿及び活動に対する集計でありまして、4月の議案につきましては、令和7年度の目標について審議していただきました。

今回の分につきましては、令和6年度の活動についての点検及び評価ということになります。

こちらの表であります。まず左の上の段ですね。1番、令和6年度の最適化活動の成果目標というところの(1)農地の集積についてであります。前年度の集積率58.8%に対しまして、目標につきましては、令和12年度目標といたしまして、市の目標に合わせて90%としているところでございます。実績については、農地面積が4,150haに対し、集積面積が2,966ha、今年度の今年度末の出席率が71.5%であります。前年度から比較しますと、5.9ポイント増加しているということでもあります。

(2)としまして、遊休農地の解消率であります。目標につきましては3haを目標としておりましたが、実績としまして、緑区分の解消についてはですね、0.2haの解消となっております。それから、一つ飛ばしまして、新規発生地の解消面積ということで、10haの目標となっております。こちらにつきましては、緑区分ですね、判定された遊休農地の中で、遊休農地の面積を次の年に同じ面積を解消面積として設定するようになっておりますが、10haというところのうち、解消した部分は0でございました。

それから(3)の新規参入の促進というところで、3haを目標としておりましたが、こちらに対してもですね、実際に、実績とし

て上がったものについては0haというところでございます。

それから、下の段の2番であります。最適化活動の活動目標であります。最適化活動を行う農業委員の人数につきましては、中立の立場であります笹森裕市委員を除きまして14人。それから農地利用最適化推進委員の14人によります活動ということであります。

それに対して(1)推進委員等が最適化活動を行う者の目標。1ヶ月当たり8日を目標としておりました。実績については1ヶ月で大体5日間ということであります。

それから(2)の活動強化月間につきましては、年間で3回設けておまして、8月と12月に地域検討会を行っている状況であります。それから遊休農地の解消の活動ということで設けておまして、3回の目標に対して、実績は3回ということでございます。

それから(3)です。新規参入の相談会ということで1回を目標にしておりましたが実際実績には0ということになっております。

それから3番目の点検評価結果ということで、農業委員会全体の点検評価の結果につきましては、目標に対して期待通り良い結果が得られたという状況でございます。皆様の活動内容の点検評価につきましては、目標に対して大きく上回る活動結果が得られた方、活動月8日に対して、大きく活動された方2人。それから目標に対して期待通り良い結果が得られた方、8日の活動をクリアした方が2人。それから、目標に対しまして、結果をやや下回る状況となった方が24名というケース活動内容ということになっております。こちらの結果につきましては、県の方に報告いたしまして、ホームページ等で公表されるような中身になっております。

それから皆様につけていただきました活動記録についての年間の集計につきましては、申し訳ございませんが、来月の総会の方で各々の分をですね、集計したものを配布させていただきたいと思っております。それから推進委員の方につきましては郵便で送付したいと考えております。以上でございます。

議長

はい。ありがとうございます。

只今、局長より説明をいただきました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りします。

別紙様式4のとおり、点検・評価することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第124号議案について、別紙のとおり、点検・評価いたしました。

続きまして、第125号議案 角田農業振興地域整備計画の変更について を議題といたします。

令和7年5月8日付け、角農第176号をもって角田市長より農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の第1項の規定に基づく角田農業振興地域整備計画の変更について、同法律施行規則第3条の2の規定により別紙のとおり農業委員会の意見を求められたので、その賛否を答申するものとする。

事務局から、説明をお願いします。

藤 巻 係 長
議 長

（議案事項朗読説明）

説明は終わりました。

質問ございませんか。

（「なし」の声あり。）

ないようでございますので、お諮りします。

適当と答申してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしということで、第125号議案については、適当と決定し、市長あて答申をいたします。

以上をもちまして、上程されました議案は全て終わりました。

その他に入ります。

その前にですね、先月の総会におきまして、山本重人委員から2点の質問がございましたので、局長より説明をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

加 藤 局 長

（前回の質疑事項について）

議 長
山 本 重 人
委 員

山本重人委員、よろしいですか。

はい。ありがとうございます。

ちょっとこのタイミングでいいかどうか分かんないですけども、先程承認されました120号議案の4番の案件なんですけど、数ヶ月前にですね、非農地の申請を出していきまして、実家を売るということで、非農地申請を出している方でないかなと思うんです。

その方は、そのときに、早く親の財産を処分したいという意向があったので、前々からそういった財産を売ってしまいたいという考えがあったと思われます。その関係があって、今回は安くてもいいから売買したんじゃないかなと思います。譲受人が幸い地域計画の担い手である法人だったので、私としては良かったかなと思っています。

ちょっと、ある農家の話、全然違う話ですけども、遠方に畑の所有がある場合は、高齢化、後継者がいない、遠方でなかなか耕しに行けないっていうところは、手放したいという話がありますので、今後の相続のことを考えると、負の財産だと思っている方が何人か私の地域ではいたので、今後、価格が低くなる傾向が出てくるのかなというふうに思っていましたので、情報共有したいと思います。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

それでは、斎藤さんの方からお願いいたします。

斎藤主査

(田畑売買価格調査について詳細説明)

議長

はい。田畑の売買価格に関する調査ということで、説明をいただきました。何か聞きたいことがあれば、お願いいたします。

はい。遠藤信悦委員。

遠藤信悦

これは、何のために調査するものなのですか。

委員

斎藤主査

田畑売買価格を把握し、農業政策の立案、推進の基礎資料とするために、毎年、行っているものになります。

藤巻係長

全国農業会議が、農業政策を考える際に使う基礎資料みたいな形でございますので、あくまで基礎資料でございますのでよろしくお願いします。

議長

ご理解いただけましたでしょうか。よろしくお願いします。

他にございますか。

はい。阿部和郎委員。

阿部和郎

贈与は、価格に入らないですね。

委員

加藤局長

贈与は入らないです。

議長

はい。ありがとうございます。

他に何かありませんか。

ないようですので、その他がもう1件ありますので、藤巻係長から盛土規制法について、よろしくお願いいたします。

藤巻係長

(盛土規制法について詳細説明)

議長

ありがとうございました。

事務局から説明があつたんですけど、どうしても聞いておきたいというのがございましたら。

はい。山本重人委員。

山本重人

(盛土規制法について質問)

委員

議長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは、総会の一切を終了したいと思います。

閉会の挨拶を、阿部実職務代理者からお願いします。

阿部実職務
代理者

(職務代理者あいさつ)

午後6時22分終了

角田市農業委員会会議規則第30条第3項に規定に基づき、ここに署名する。

令和7年5月26日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____